

建設工事等の請求書・見積書への押印省略について

令和3年4月1日から和歌山県にご提出いただく建設工事及び建設工事に係る委託業務の請求書や見積書への押印が省略できるようになります。

ただし、発行責任者と担当者の氏名と連絡先の記入が必要になります。

【請求書例】

別記第14号様式（第8条関係）

請 負 代 金 請 求 書											
請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
口座振替 指定銀行				預金種別							
				店	預金名義人						
下記工事請負代金として、上記金額を上記銀行の預金口座に口座振替の方法 支払いされたく請求します。											
年 月 日				住 所 _____							
				氏 名 _____							
(支払決定権者) _____ 様											
契 約 概 要	工事年度及び工事番号	年度		第		号					
	工 事 場 所	市		町		地内					
	工 事 名	郡		村							
	請 負 代 金 額										円
既 受 領 額 明 細	前払金（中間前払金を含む。）										円
	前回までの部分払										円
	同上出来高率										%
発行責任者及び担当者（氏名／電話番号／電子メールアドレス）											
発行責任者（ _____ / _____ / _____ ）											
担当者（ _____ / _____ / _____ ）											
注意											
1 番号、年度、金額及び年月日はアラビア数字で明瞭に記入し、請負金額の前に											
2 発行責任者は、代表取締役、支店長等社内において権限が委任された者を記入し、担当者は、本書類に関する事務担当者を記入すること。											

● 今まで押印が必要でしたが、押印が不要になります。ただし、会社名と代表取締役等の記名は今までどおり必要です。

● 押印は不要になりますが、発行責任者と担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレス、3項目の記入が必要になります。

● 個人事業主などの場合は、発行責任者と担当者が同一になっても問題はありません。

問1 今までどおり代表者印を押印しても問題はないのですか？また、代表者印を押印した場合にも、発行責任者と担当者の記入が必要なのですか？

答1 代表者印を押印しても問題ありません。また、代表者印を押印した場合には、発行責任者や担当者を記入する必要はありません。

問2 発行責任者というのはどういった者を記入するのですか？

答2 代表取締役、支店長、営業所長などのほか、役職に関わらず、見積書・請求書を発行する権限を会社内で委任された方を発行責任者として記入してください。

問3 請求書や見積書を電子メールで提出することはできますか？また、ファイルの形式に制限がありますか？

答3 電子メールでの提出が可能です。また、第三者による編集を防ぐため、ファイルの形式はPDFで提出してください。